

中世金剛福寺の勸進活動と幡多荘

東 近 伸

〔抄 録〕

金剛福寺は、四国最南端の足摺岬に位置し、観音信仰の霊場として知られる。鎌倉期、三度の回禄にもかかわらず、南仏上人らの勸進活動により再建された。荘園領主・一条家の奉加官米は沙汰人により幡多荘の村々から徴収されていた。金剛福寺は足摺半島一円はもとより、四万十川下流域に多くの寺院を寄進され、また、幡多荘本郷にある末寺・香山寺や観音寺、大方郷の飯積寺は、いずれも太平洋を臨む、山頂付近にあり、十一面観音菩薩を本尊

としている。金剛福寺と末寺は、祈禱寺としての宗教的役割を果たしただけでなく、年貢の収取や、四万十川下流域の水運を掌握し、年貢の京上請負等、社会経済的にも一条家の荘園支配を支える重要な役割をはたしていた。

キーワード 知行国、勸進活動、観音信仰、船所 胎内造像銘文

はじめに

中世において、寺院の堂舎の造営や仏像の建立のために、貴賤の人々に作善を勧め、造営の資金を調達する勸進活動が行われた。重源上人による東大寺の再建や、高野山、東寺などの復興事業においては、大勸進職が補任され、堂舎の復興を請負い、朝廷や幕府による国家的な支援のもとに、勸進上人による勸進活動が展開されている。これら

著名な大寺院のみならず、中小寺院においても寺院復興のために勸進活動が行われ、勸進活動は中世寺院にとって不可欠な活動であったと指摘されている^①。このような地方中小寺院の勸進活動の事例として、土佐国幡多荘における金剛福寺の勸進活動について「金剛福寺文書」を史料として考察してみたい。

蹉陀山補陀洛院金剛福寺は、四国の最南端、眼前に太平洋を望む足摺岬に位置している。蹉陀山縁起によれば、弘仁年間（八一〇～八二

四)、一条家の祖、藤原良房の奏上で嵯峨天皇の勅願により、弘法大師・空海が観世音菩薩を本尊として建立したものとされる。金剛福寺は、鎌倉期に三度の回祿にもかかわらず、勸進活動と荘園領主・一家の奉加によって中世寺院として復興を遂げ、土佐国幡多荘において有力な在地勢力として存在した。

本稿においては、鎌倉期、中興の祖とされる南仏上人の活動を中心に、中世金剛福寺の勸進活動の特色を明らかにするとともに、幡多荘における金剛福寺の社会経済活動についても考察したい。

第一章 金剛福寺の勸進活動と幡多荘

第一節 幡多荘の成立と伝領について

土佐国幡多荘は建長二年(一二五〇)の「九条道家総処分状」^③によると九条道家より三男の一条実経に譲与された四十ヶ所の所領のうち新御領とされる十七ヶ所の一つである。

【史料A】

前摂政(一条実経)

(中略) 新御領(中略) 土佐国幡多郡 本庄 大方庄 山田庄 以南村 加納久礼別符

「九条忠家遺誠草案」^④の「一条前摂政(実経)条に、道家への幡多荘伝領についての手がかりが見られる。

【史料B】

自〇〇建長四〔年〕「〇〇」 篋居之時、無朝恩〇相違之上、自関東

伝領地、土(州幡多)郡地行〇〇〇(又如元カ)

史料Aによると、幡多荘の領域は、幡多郡のほぼ全域(本庄・大方庄・山田庄・以南村)と加納として高岡郡・久礼を含んだ広範囲な地域となっている。(図1参照)

新御領は、道家の時代に新たに九条家の所領となったものと考えられる。史料Bによると、建長四年(実経が) 篋居之時(宮騒動により実経が辞官した時と推察される)にも、関東より伝領の地・土州幡多郡の知行は従来どおり安堵されたと見える。したがって、幡多郡は、鎌倉幕府から九条道家に譲与された所領であろうと推察される。嘉禎三年(一二三八)の香山寺寄進状(金剛福寺文書)に、「土佐国幡多

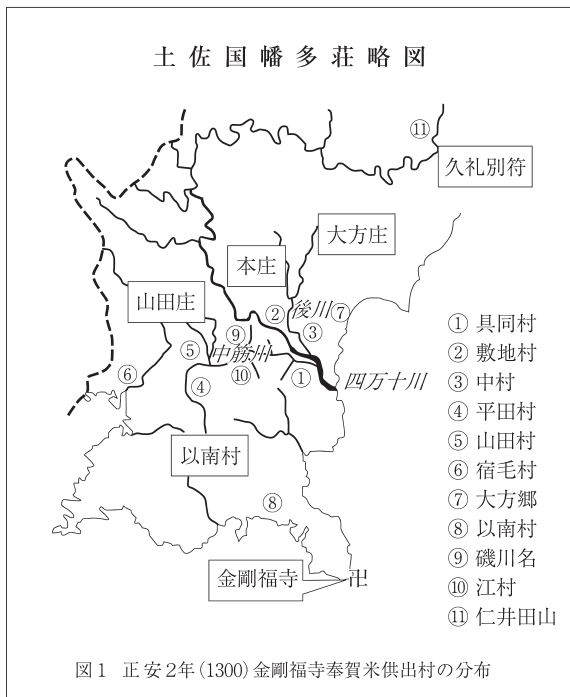


図1 正安2年(1300)金剛福寺奉賀米供出村の分布

御荘本郷内」とあることから、道家の土佐知行国支配の時代に幡多荘は成立しており、実経に伝領されたものと考えられる。

第二節 一条家の知行国支配と幡多荘

一条家の土佐知行国支配について、香宗我部家伝証文⁶⁾に次の史料が見られる。

【史料C】⁷⁾

(源 則長)
(袖判)

庁宣 留守所

可早引募金光明院敷地并新勘免供田陸町事へ在香宗我部千頼名入交内へ

右件敷地供料田、任去弘長貳年四月九日院宣之旨、限永代所奉免也、向後更不可有違乱之状、宣所如件、留守所宜承知、敢勿違失、以宣

文永二年八月 日

(成経)
大介源朝臣

史料Cは、文永二年(一二六五)に土佐国守が国衙留守所あてに京より出した庁宣である。(院宣により金光明院という寺院に敷地と香宗我部郷入交内の供田六町を与えるよう命じたものである。)一条実経は文永元年(一二六四)から文永三年(一二六六)までと弘安四年(一二八二)には、土佐国の知行国主であり、家司・源成経を土佐守として⁸⁾いる。成経は直接土佐国衙には赴任せず、国守の命令文書である庁宣を留守所の在庁官人等に下して留守所の在庁官人が実際の国務を執行した。庁宣に成経は「大介源朝臣」と署名し、庁宣の袖には、

一条家政所別当の源則長が袖判を記している。これは土佐国務について発給する庁宣に、一条家政所別当源則長が、知行国主実経の代理である国務奉行人として承認を与えた事を示している。土佐国は、知行国主―国務奉行人(政所別当)―国守―目代―在庁官人という上意―下達のシステムによって知行国の支配が行われていたと考えられる。国主の発給する文書である国宣が文書として確立する鎌倉中期以降、

国守は次第に有名無実化し、名国司が増加する。後には庁宣の多くが国守の署判を持たなくなり、国主(あるいは国務奉行人)の袖判のみを持つようになる点が指摘されている。国務奉行人制は、知行国主が国務を完全に掌握する鎌倉期に全面的に展開したと考えられる。⁹⁾ところで源則長は土佐国の国務奉行人として土佐の国務を統括するのと同じ時期に一条家政所別当として、金剛福寺への前摂政家(実経)政所下文に署判を行っている。荘園支配においても国務奉行人制と同様に、政所別当(上家司)―預所(下家司)―沙汰人(荘官)というシステムがあつたものと考えられる。鎌倉期の幡多荘支配については、「金剛福寺文書」に一条家政所下文や御教書が見られ、醍醐源氏の源則長源則任、源清兼らが一条家政所別当・奉行人として荘務を担当したことが明らかにされている。¹⁰⁾

第三節 金剛福寺の勸進活動について

1、鎌倉期における金剛福寺の回禄について

「金剛福寺文書」によると、金剛福寺は、建長八年(一二五六)、正応二年(一二八九)延慶三年(一三二〇)と鎌倉期に三度の回禄によ

り堂塔を焼失し、そのたびに再建が行われてきた。鎌倉期の金剛福寺修造の時期は次の三期に分けられる。^①

1期 建長八年（一二五六）八月二四日回祿、文永四年（一二六

五）、一条実経による修造、（十一年間）

2期 正応二年（一二八九）二月四日回祿、正安二年（一三〇〇）

一条家経・内実 による修造、（十二年間）

3期 延慶三年（一三一〇）正月二日回祿、修造が終了した時期は

近年修復された金剛福寺千手観音像の胎内銘文によれば南北朝の混乱期を挟んで、暦応五年（一三四二）頃、一条経通により再建されたと推定される。^②（三十二年間）

2、金剛福寺の勸進活動と一条家の奉加について

正嘉元年（一二五七）の政所下文（金剛福寺文書）によると、鎌倉前期の金剛福寺は寺領を失い衰退し、堂舎は荒廃していたことがわかる。その上、建長八年の回祿のために堂舎を焼失している。金剛福寺の復興の為、慶全を勸進上人とする勸進活動が展開された。次の史料は、正嘉元年（一二五七）および正嘉二年（一二五八）の前摂政家（実経）政所下文である。

【史料D】

前摂政家政所下 土佐国幡多庄官百姓等

可早奉加阿闍梨慶全勸進造金剛福寺堂社神殿等用途事

副下

御奉加御教書

右彼慶全解状稱、（中略）法性寺大殿當国御沙汰之時、率已旧例、寄進新免三十町免田、是也彼御寄進状永留于寺家矣。而田堵動対捍、地利漸減少、至于応保元年令減定六町。是則當郡主宗我部氏滅亡刻、止其沙汰云々。（中略）去建長五年春三月比、重発起三重宝塔、添一寺莊嚴之大願。（中略）然間去年八月下旬七日至夜半之時刻、及不慮之火災、仏閣神殿悉作灰燼、道具宝器同化煙炎。（中略）夫護王法者仏法也、祐政道者神道也。今建立如來常住之仏閣、造宮和光垂迹之神祠、（中略）伏乞、任旧例下新恩、被造宮功者、隣国傍郷定守教命為興善根（中略）早可令庄内任人、奉加彼慶全阿闍梨勸進、造金剛福寺堂社殿等用途料之状、所仰如件、庄官百姓等宣承知、勿違失、故下。

正嘉元年四月 日 案主図書允紀景重

令散位藤原朝臣時重 知家事中原

别当右大弁藤原朝臣高定 大從止親祐安部 親秀

主計頭清原真人 頼尚

修理東大寺大仏長官左大史兼能登介小槻宿禰 有家

勘解由次官兼中宮大進藤原朝臣 高俊

散位源朝臣則長

【史料E】

前摂政家政所下 土佐国幡多庄官百姓等

仰下二箇条、

一、可令任旧例奉免金剛福寺供田六町事、

（中略）

去建長八年、回祿成災棟宇化煙、是則鑑衆生之無心、衰仏法の有興滅歟。仍勸進郷内宮土木之由、成賜政所下文先畢。於免田者、幸當一庄之堺内、適有六町之古跡矣。為繼上代之御願、爭無中興之裁許哉、仍今所被奉免也。(中略)

一、可令禁断当寺四至内殺生事

右故老相伝曰、千手観音菩薩、毎日臨光於此寺云々。観音影向之波底、争置漁翁之密網。賢聖降臨之月前、豈浮釣者之篇舟哉。惠薄潜鱗、害及昆虫、甚可痛哉。永令禁制矣者。以前條事所仰如件、庄官百姓等宣承知、勿違失、故下。

正嘉二年十月 日(後略)

史料Dによれば、金剛福寺への奉加は、土佐知行国主であった藤原忠通が旧例を引き、新免三十町の免田を寄進したことに始まる。その後、応保元年には寺田は六町に減少するが、それは、田堵等が対捍し、庇護者であった郡主宗我部氏が滅亡し、その沙汰が止んだためであるとされている。その結果、金剛福寺は、衰退し荒廃するが、阿闍梨・慶全は、建長五年の春に金剛福寺の三重塔建立を一念発起し勸進活動を展開している。しかし、その最中の建長八年に不慮の火災により金剛福寺は全焼し、仏閣神殿はすべて灰となり、仏具や宝器も煙と化した。慶全は、金剛福寺の再建の為に、荘園領主・一条家に対して、旧例に任せて金剛福寺の造営について新たに援助を請い、隣国や近郷への勸進活動を呼びかける解状を提出している。解状の趣旨に賛同した前摂政家(実経)は、王法仏法相依論を展開し、仏法興隆のため慶全の勸進に応じて金剛福寺の堂社殿等修造の用途を負担するよう命じる

政所下文を発給している。史料Eの仰下二箇条の一箇条では、金剛福寺の供田として幡多荘内に六町の寺領を寄進することを命じている。

その理由として、建長八年の回祿で金剛福寺が灰燼に帰したことは、衆生の不信心によるものであり、仏法の衰えの有様を示しており、仏寺造営の勸進を行い、上代よりの仏法興隆の願いを継ぎ仏法の中興をはかるために、旧例に任せて、金剛福寺に対し、荘内に六町の寺領を奉免するとしている。さらに次の一箇条では、金剛福寺は、千手観音菩薩の聖地であることを強調し、釣りや網による漁の禁止や昆虫にいたるまで寺域内の殺生禁断を命じている。この前摂政家政所下文には、政所別当として源則長が署判を加えている。慶全等の勸進活動は、正嘉元年四月と同年十月の前摂政家政所下文によって、荘園領主・一条家の奉加による六町の供田の寄進を引き出し、金剛福寺が中世寺院として発展する基礎を築いたものと考えられる。ところで、勸進上人である阿闍梨慶全は、密教の修行が一定の階梯に達し伝法灌頂を受けた僧侶であろうと考えられる。慶全らは建長五年三月より三重塔造営の勸進を行い、その後は焼失した堂舎の復興のため、幡多荘を中心に国内や隣国へも勸進活動を展開したと推定される。金剛福寺縁起によれば、「康元元年(建長八年)八月二十七日回祿せしむ、造営早成、文永四年供養をとげらる、其間十一年、本尊の御身に円明寺殿(実経)御名字を籠らる」とあり、一条家の奉賀により文永四年(一二六七)には、金剛福寺の第一期の修造が完成したものと考えられる。

3、阿闍梨慶全と中興の祖・南仏上人について

次に第1期の勸進活動を展開した勸進上人・阿闍梨慶全と金剛福寺中興の祖とされる金剛福寺院主・南仏の關係について考えたい。次の史料は弘安四年（一二八一）の前摂政家（実経）政所下文である。

【史料F】

前摂政家政所下 土佐国幡多本郷沙汰人百姓等、
可早任金剛福寺院主南仏申請、如元免除当寺并香山寺供田畠拾
壹町肆段式拾代事、

金剛福寺六町へ加畠一丁定〱以南村伊布里名一丁〱中村内觀喜
丸名一丁〱同村内曾禰村燈油畠一丁〱具同村布賀木名參丁在堺
香山寺五町肆段式拾代へ加畠一丁定〱中村内小塚大坪一丁〱具同
村内早代長田一丁〱同村内中津町一丁〱同村内上津町一丁〱同村
内羊生灯油田一丁〱

同村内高針木三反〱同村内境尻一段二十代

右、彼南仏解状稱、件田畠者御奉免年尚、雖無當時之違乱、為備
向後之亀鏡、任正嘉例為別納地、可停止庄家妨并万雑公事之由、
被成下御下文、弥致御祈禱之忠、專欲励修造之功云々者、早依請
停止万雑公事、并沙汰人及甲乙人等之妨、永可令免除之状、所仰
如件、沙汰人百姓等宜承知、勿違失故下、

弘安四年五月 日 案主掃部允中原

別当勘解由次官藤原朝臣 大従前日向守安部朝臣

（源則長）

前土佐守源朝臣

（源則任）

前丹波守源朝臣

史料Fは、南仏の解状を承認し、正嘉の例に任せて、金剛福寺の寺

領六町、香山寺の寺領五町七反二十代を別納地とし、供田畠の万雑公事の免除、および甲乙人・沙汰人等の妨げを禁ずるよう命じている。

一条家政所別当の源則長、源則任が署判している。政所下文の発給された弘安四年は、第1期の修造が完了した文永四年より十四年を経過しているが、この時期、実経は、土佐の知行国主であり、源則長は、

前土佐守・一条家政所別当として、土佐国の国務と幡多荘の莊務を掌握していたものと推察される。南仏の院主職補任は、金剛福寺修造の

功により莊園領主・一条実経の信頼を得た結果であろうと推定される。また、南仏は金剛福寺院主引退後、香山寺に隠居したとされるが、南

仏の申請による金剛福寺と香山寺の寺領への不輸（万雑公事の免除）不入（沙汰人・甲乙人の妨げの停止）の承認は、一家と金剛福寺の

緊密な關係を示している。ところで、南仏の呼称は、建武二年の新免次第（金剛福寺文書）に「南仏房領作分」とあることから、房名（僧

侶の住居すなわち房の名称）から転じた僧侶の通称であり、正式の諱は別にあつたのではないかと推察される。正嘉元年（一二五七）の政

所下文に見える阿闍梨慶全と院主・南仏は、一見別人のようだが、1期の勸進上人としての両者の勸進活動の時期は連続しており、時期や

活動内容から判断すると同一人物の可能性が考えられる。南仏房の諱（実名）は慶全であり、南仏房慶全であるとするれば、慶全は金剛福寺

中興の祖・南仏上人その人ではないかと推定される。以後の金剛福寺歴代院主の通字が「慶」であることも、南仏房慶全と推定する根拠と

なるのではないだろうか。

4、南仏の置文と金剛福寺院主職の継承

南仏（慶全）上人によって復興された金剛福寺は、どのように運営されたのか、南仏の置文と院主職の継承について次の史料により見ていきたい。

【史料G】

（家経）

前摂政家政所下 土佐国幡多庄沙汰人百姓等

可早任先師南佛讓、以弟子快慶、為蹉陀御崎金剛福寺院主職事

右以人為彼職、依先例、任政所御下文、執行寺務、致御祈禱之忠、

可勵修造之功者也。兼又寺僧中、違背寺務之仁云、勤行寺用無故、

致不法懈怠者、任南佛之置文、擯出其身、加付領作田畠於修理田、

至其跡之勤者、可為院主之計也。加之、寺僧等領知之供田、一期

之後無法器之仁者、同可加寺用田、但先申子細、於政所可仰上裁

矣。（中略）

弘安十一年二月 日 案主掃部允

（後略）

史料Gは、南仏の弟子・快慶に金剛福寺院主職の譲渡を承認した前摂政家（家経）政所下文である。南仏の置文にまかせて、公私の祈禱に励むこと、堂舎の修造を怠らぬこと、寺僧の中で、置文に従わぬものは追放するとしている。寺僧等が領知の供田については、寺領の私有化を禁じ、一条家政所の指示を仰ぎ院主の決定に従うよう命じている。南仏の置文の内容は、金剛福寺僧侶の統制と寺院の修造や供田の管理・継承等に関する事項を定めていたものと推定される。一条家は供田を寄進し金剛福寺を外護する一方、政所下文で院主職補任を承認

し、祈禱寺としての金剛福寺を掌握していたと考えられる。

5、正応の回禄と寺領の拡大

つぎの史料は、正応二年（一二八九）五月に二代・一条家経が正応二年二月の2回目の金剛福寺の回禄後、金剛福寺に寺領供田を免除した政所下文である。

【史料H】

（家経）

前摂政家政所下 土佐國幡多庄沙汰人百姓等

可早任先例免除蹉陀御崎金剛福寺供田畠拾町伍段事

中村内觀喜丸名／同村内曾禰村灯油畠壹町／以南村三崎村伍

段／同村内伊布利名 在四至／具同村内布賀木名參町 同／

平田村内九樹村參町 同／大方郷内浦國名田口壹町

右件田畠者、御奉免年尚、而去二月八日當寺回禄之時、代々政所

御下文等令焼失云々。雖無當時之違乱、為備向後之龜鏡、重所申

請政所御下文也。仍為別納不輸之地、且停止雜掌及甲乙人等檢断

以下之妨、且免除御年貢并万雜公事、弥致御祈禱忠、專可勵造營

之功也。（中略）

正応二年五月 日 案主掃部允中原

（後略）

史料Hによると、正応二年二月八日に金剛福寺が再び回禄し、正嘉の前の前摂政家政所下文を始めとする、重要な券契が焼失したため、向後の亀鏡とするため、紛失状発給を求めていることがわかる。そして引き続き、不輸の地として金剛福寺の供田畠十町五段の年貢および万雜公事の免除を承認し、祈禱の忠を尽くし、焼失した寺院の造営に励む

よう督励している。また、雑掌および甲乙人等の検断以下の妨げを禁じている。2度目の回祿の結果、院主快慶のもとで、焼亡した堂舎の修造のため勸進活動が展開されたものと考えられる。史料Fと史料Hの金剛福寺供田畠を比較すると、四町五段余りの寺領の増加が見られ、寺領の範囲が四万十川下流域および大方郷浦国名田ノ口等まで広汎に分布している点が注目される。(図2参照)

6、異国降伏の祈禱と寺社興行

文永十一年(一二七四)十月の文永の役、弘安四年(一二八二)の弘安の役による元・高麗の来襲に際して、鎌倉幕府、朝廷は、諸国の一宮を始め、主要な寺社に対し、異国降伏の祈禱を命じている。三度目の元・高麗の来襲も予測されていたことから、諸国の寺社に対しても引き続き、神仏への異国降伏の祈禱が命ぜられ、正応四年二月には、幕府は、諸国一宮、国分寺、主要寺社に異国降伏を祈らせている。

【史料I】

政所下 幡多庄蹉■御崎住侶等仰下條々

一 御祈禱事

右異国事粗有其聞、□仍任先年被仰下之旨致□忠、且恒例長日

勸行弥不可有退転之上、當御領豊穰□由、自明年正月一日昼夜

不退別殊可抽丹誠矣

一 當寺造営事

(中略)

以前條々所仰如件、住侶等宜承知、敢勿違失、故下。

案主左衛門尉中原

正応五年十二月 日 大従前能登守安部朝臣(花押)

(別任) 別当丹波守源朝臣(花押)

史料Iによると、正応五年十二月、一条家(内実)政所下文を金剛福寺に下して、「右異国事粗有其聞」として、住侶等に異国降伏の祈禱を命じている。「任先年被仰下之旨」とあるので、前年の正応四年にも異国降伏の祈禱の指示が伝えられていたものと推察される。金剛福寺は、荘園領主一条家の公私の祈禱の要請に応え、異国降伏、荘園支配の安寧や五穀豊穰等の祈禱をおこなうことにより、寺社の興行がなされていったものと推察される。

7、一条家の奉賀官米と勸進活動の体制化

金剛福寺の勸進活動に対する一条家の奉加について、次の史料より考えたい。(図1参照)

【史料J】

(内実) 左大将家政所下 土佐國幡多庄官百姓等

可早任文永例、守支配旨、致沙汰蹉跎御崎金剛福寺、供養御奉加

官米柒拾斛へ本斗ノ事

- ①具同村拾斛②敷地村拾斛③中村拾斛④平田村柒斛⑤山田村柒斛⑥宿毛村柒斛⑦大方郷柒斛 ⑧以南村陸斛⑨磯河名壹斛式斗 ⑩江村式斛参斗⑪仁井田山参斛伍斗

右件御奉加官米、為臨時徴下任先例、今年中如員数無懈怠、可沙汰渡于院主快慶之状、所仰如件、庄官百姓等宜承知、勿違失、故

下。

正安二年十一月 日 案主左衛門尉中原

令前能登守安部朝臣 知家事木工助安部

別当散位源朝臣

民部大輔藤原朝臣

【史料K】

(源清兼)
(袖判)

蹉跎御崎金剛福寺供養御奉賀官米七十石内、本斗敷地村分拾石、任政所御下文之旨、守先規為臨時徴下、今年中如員数無懈怠、沙

汰渡院主快慶可令取進請取之由、所被仰下也、乃執達如件

正安二年十一月十五日

右兵衛尉助材 奉

敷地村沙汰人等中

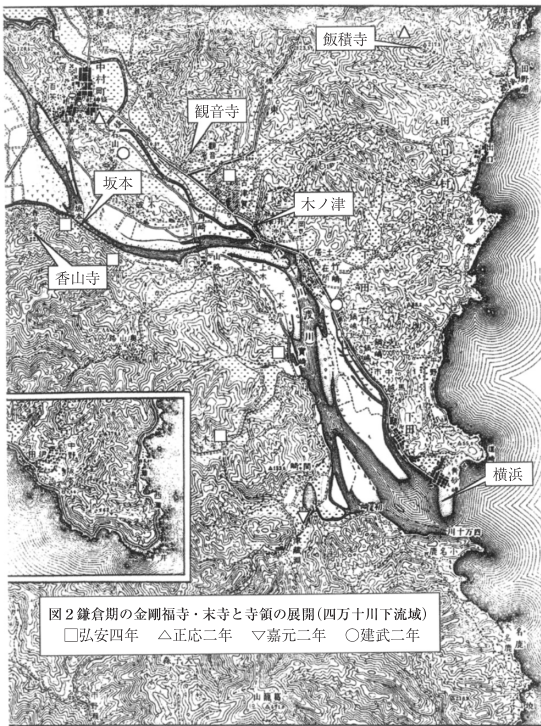
史料Jは正安二年（一三〇〇）、幡多荘内の村々に、奉加官米七十石を臨時に徴収し、金剛福寺院主快慶に、今年中に渡すように命じた一条内実の政所下文である。一条家の奉加官米は、幡多荘内の村々に割り当て、金剛福寺に納入させる方法をとっていたと考えられる。

「文永の例にまかせて」とあるので、このような勧進活動は、南仏の文永年間の第一期修造においても実施されたものと推定される。また、史料Kは、史料J②の敷地村沙汰人等に対して奉行・源清兼の奉書を右兵衛尉助材が奉り伝える文書で、金剛福寺の奉加官米七十石の内、敷地村の割り当て分、十石を今年中に金剛福寺院主・快慶に間違いなく渡すよう命じている。このように、金剛福寺の勧進活動は、荘園領

主・一条家の荘園支配の仕組みに支えられており、勧進活動の体制化が指摘できる。

第二章 観音信仰と金剛福寺の社会経済活動について

勧進活動は宗教的活動であると同時に、勧進による寺院の修造や寺領の経営は、すぐれて社会経済的な活動そのものでもあった。金剛福寺は、一条家より足摺半島一円の外に、四万十川下流域に、多くの寺領が寄進されている。幡多荘における金剛福寺と末寺の社会経済活動について考察したい。（図2参照）



【5】大用・中村・上川口（明39測）

第一節 金剛福寺と船所職について

1、本郷における香山寺の役割について

香山寺は四万十川と中筋川の合流地点の右岸具重と坂本の中間にあり、山頂にある寺院は海拔二二一メートルあり、中筋川流域、四万十川の下流域を一望できる。開山は弘法大師と伝えられ、本尊は十一面観音、昔は七堂伽藍のある大寺であったと伝えられる。

嘉禎三年(一二三七)当寺に田三町を寄進した十月十八日付法橋上人位某寄進状(金剛福寺文書)には次の記載が見られる。

【史料L】

寄進

香山寺へ在土佐国幡多御荘本郷内へ領田参町事

(中略)

右、当寺者、観世音利生之道場、御庄中無双之靈地也、(中略)

為当庄之庄務、且奉為本家領家之御祈禱、且為今世後世之良福田、

以三町領田所寄進一寺伽藍也、(中略)三箇勤行者、所謂、一者

長日不退不動供養法、二者同長日観音経三十三卷誦誦、三者長日

仁王講経是也、捧斯三種之勸修、擬彼三方之御祈、上奉祈天長地

久之御願、中廻向本家領家之御祈請、下資庄務預所並御庄安穩五

穀成熟之祈禱、寄進之趣意如斯、(後略)

嘉禎三年へ歳次丁酉へ十月十八日 法橋上人位 花押

史料しより香山寺は、観音の霊場であり、従来より、幡多荘における荘園支配の安寧、五穀豊穰等を祈禱する本家・領家の祈願所として位置づけられていたものと推察される。中世においては神仏に祈雨や

除災招福、五穀豊穰の祈禱をおこなうことは、寺院のはたすべき重要な役割であった。金剛福寺中興の祖・南仏は、香山寺に隠居したとされるが、高德の僧侶として知られ、降雨の祈禱に優れていたとの伝説が伝えられている¹³⁾。香山寺山麓の坂本には後代、南仏堂が建立され、南仏の木像が安置されていた¹⁴⁾。香山寺は本郷における金剛福寺の寺領支配の拠点として位置付けられるとともに、四万十川と中筋川が合流する河川交通の要衝にあり、社会経済的にも重要な役割を果たしていたのではないかと考えられる。

2、幡多荘の船所について

荘園領主の下への年貢輸送は荘園経営の重要な課題であった。金剛福寺の社会経済活動と幡多荘の年貢京上について、船所職補任状(金剛福寺文書)により考えてみたい。

【史料M】

下 幡多本郷

定補船所職 へ付横浜へ事

僧慶心

右於件職者、慶心重代相傳、于今無違乱云々、而給主得替刻、或有限得分令減少之、或就所職妨之、雖然於所職者當知行之上者勿論、得分事、任先例可被別宛于十三分之状如件、庄家宜承知勿違失、故以下

文永十二年三月 日 公文藤原(花押)

沙彌(花押)

史料Mは文永十二年（一二七五）一条家の家政機関（預所カ）が幡多荘・本郷に通達した下文である。僧・慶心に「船所職」を「重代相伝し今に違乱無し」として安堵している。「しかるに給主得替の刻、或は有限の得分、これを減少せしめ、或は、所職について之を妨ぐ」とあるので、給主⇨預所の得替に伴って所職の見直しが行われた際に、船所職の得分が減少し、所職について問題ありとして改替されようとしたことがわかる。しかし、「当知行」⇨相伝の原理が優位を占め、「船所職」の得分として、「先例に任せて輸送する財貨の三割」を運賃として支払うことを承認し、幡多荘の荘官等に通知したものである。この文書が金剛福寺に伝来していることから、慶心は金剛福寺の末寺である本郷の香山寺、あるいは観音寺の僧侶であろうと推定される。僧・慶心は、文永十二年以前より重代にわたり船所職として年貢の輸送を請け負い、收取された年貢米を管理し、梶取や水主を使役し、直属の船を持って年貢の輸送にあたったものと考えられる。

3、中世船所の役割について

船所は、元来、国家貢納物の京上や河川の渡船、国司等の移動のため国衙が設けた機関で、管内の船舶、水主の徴発権を有していたと考えられる¹⁵。中世荘園に見られる船所は国衙の船所に準じて、荘園の年貢京上のため独自に輸送業務をおこなう機関として設けられたものと考えられる。荘園単位で船所が設置されていた例として、土佐国幡多荘以外に、淡路国の石清水八幡領鳥飼荘、讃岐国興福寺領神崎荘の船所を挙げることができる¹⁶。淡路国の石清水八幡領鳥飼荘の船所につ

いては、弘安元年（一二七八）の文書に「船所の沙汰は、領家管領、預所の沙汰なり」とあり、荘園領主である石清水八幡宮が船所を管轄し、預所が船所の職務を宛行っていたことがわかる¹⁷。讃岐国興福寺領神崎荘においては、建武二年（一三三五）の文書に、船所が田所、公文と並んで、荘官として位置づけられていたことがわかる¹⁸。鳥飼荘や神崎荘の事例から判断すると、船所は預所の沙汰により、年貢を輸送する荘官として位置づけられていたものと推察される。このことから、金剛福寺は、四万十川下流域の水運を掌握し、年貢京上を請け負ったばかりでなく、四万十川、中筋川、後川等の河川交通や河川の渡し等においても重要な役割を果たしていたのではないかと推察される。

4、横浜の位置について

次に鎌倉期における幡多荘の海上輸送の起点について考えてみたい。史料Mには「付横浜事」の脇書きが見られる。この脇書きは、船所の職分として、慶心に四万十川下流域の横浜の支配を承認したものである¹⁹と推察される。横浜は海岸部では一般的に使用される名称であるが、江戸期幕末頃の古地図²⁰の、四万十川左岸河口付近の下田浦の青砂島付近に「ヨコハマ」の地名があり、この地点が船所職補任状に掲載された横浜ではないかと推定される。下田は、中世後期から近世にかけて、土佐国西部屈指の浦であり、近世には中村の外港として栄えるが、すでに鎌倉期より船所の所管する場所であったと考えられる。

（図2参照）

5、中筋川水運と幡多荘船所について

四万十川支流の中筋川は、四万十川の治水工事以前には、四万十市坂本付近で合流してり、流域沿いに東西に延びる中筋平野は、傾斜が少なく、ほとんど高低差が認められない²⁰⁾。中世においては、中筋川流域には、船戸とよばれる川港が諸々に設けられ、河川による水運が盛んであったと考えられる²¹⁾。鎌倉期の幡多荘における、中筋川流域の社会経済的な重要性について、史料Jから考察してみたい。政所下文は、金剛福寺への奉加官米七十石を幡多荘の十一の村々に割り当てており、①から⑪は、割り当てを命ぜられた村々である。(番号は筆者による、図1参照)これらの奉加官米の石高が、各村の生産高に応じて徴収されたものであると想定すると、その内の①具同村④平田村、⑤山田村、⑥宿毛村⑩江村、⑨磯河名等の中筋川流域および隣接の村々が全体の七十石の内、三十四石五斗の約5割弱を占め、中筋川流域が幡多荘の穀倉地帯であったと推定される。歴史的に見ても中筋川流域は古代以来開発が進められ、中筋川上流の平田は、県内において最古の五世紀前半に位置づけられる古墳も造営されている²²⁾。中筋川流域からの年貢米搬出において、中筋川と四万十川が合流する地点に位置する坂本は、水上交通の結節点であったと考えられる²³⁾。建武二年の心慶の新免次第(金剛福寺文書)の、南仏房領作分早代長田一町の脇書に、「但五段ハ坂本屋敷ニ替之」と見え、鎌倉期末頃には、香山寺山麓の坂本に屋敷地が形成されていたことが想定される。これらの点から年貢の集積と輸送の拠点である幡多荘船所は、坂本周辺にあった可能性が大きいものと推定される。(図2参照)

6、船所の運賃と航海安全の祈禱について

幡多荘船所の運賃は三割に定量化されているが、平安期に国衙が年貢等を輸送する場合、船賃および、梶取・水主の食料および功力や就航時、海上安全祈願のための船祭料や航海途上の祈禱料は、個々別々に支払われていた。しかし、鎌倉期後半には運賃は一括業者に支払われ、運賃の細目は殆ど不明となってきた²⁴⁾。また、運賃の地域差は、瀬戸内では京まで一割から三割が多く、北九州では四割前後が普通であった。水上運賃は、それぞれその地方で、一定した運賃が慣行としてあり、慣習法化・既定化して運賃の基準化が図られていたと考えられる²⁵⁾。幡多荘から京上する三割の運賃は、北九州と比較して距離的にほぼ妥当なものであったのではないだろうか。次に、鎌倉期の海上輸送運賃の内訳について、紀伊国南部荘の事例により、比較検討したい。正嘉元年(一二五七)に高野山領南部荘から荘園領主である高野山・蓮華乗院に送上された年貢米三百石の送文²⁶⁾では、南部荘より紀伊湊までの年貢米送上の費用として、①一斗、御船祭、②四石、船賃、③三石九斗、水手十三人糧料一人別三斗宛、合計八石が、雑用すなわち運賃として三百石の年貢米から差し引かれている。綿貫友子氏は、「①の御船祭については、輸送に際して航行の安全祈願のため、神霊を船やそのひな型に移乗させ、遊幸させる神事である船祭が行われていること、②の船賃については、船が賃借されていること、③梶取の指揮下で操船の実労にあたる水手に糧料が給付されていることがわかる。」と指摘している²⁷⁾。南部荘の事例より推察すると、鎌倉後期には、運賃は一定割合に定額化していくが、雑用(運賃)の内訳から、その内容

には①の御船祭料が含まれていたことが確認される。

7、船祭と観音信仰について

運賃の内訳の考察で明らかのように、幡多荘船所の運賃にも、船祭料が含まれ、船出に際しては航海安全の祈禱が行われていたと考えられる。とりわけ天候に左右される海上輸送は、遭難の危険度が高く就航に際して安全祈願の船祭が行われたものと推察される。幡多荘船所の船祭の祭祀を考えると、中筋川と四万十川の合流地点に位置する香山寺の役割が注目される。海難に際し、神仏への祈願で、史料的に最も多いのは、観世音への祈願であり、観音経の誦誦であるとされる²⁸。

香山寺の本尊は十一面観音菩薩であり、また、山麓の坂本には十一面観音菩薩を本地とする若一王子宮が祭祀されている。年貢米の収納や積み出しが坂本において行われていたとすると、幡多荘の年貢京上に際しての船祭の祈禱は、香山寺の僧侶が執りおこなっていたのではないかと推定される。船祭は、先述のとおり「航行の安全祈願のため、神霊を船やそのひな型に移乗させ、遊幸させる神事」であるとされるが、平成十八年、香山寺山麓の坂本遺跡の発掘調査により、十四世紀～十六世紀の香山寺・里坊と推定される寺院遺跡が発掘調査され、石段、石造り溝、基壇、瓦窯跡等の遺構や陶磁器等と共に、中世の船形木製品が出土している。船形木製品の時期については十五世紀～十六世紀と推定されるが、船祭において使用された可能性が大きいと推察されており、注目される。今後の研究課題であると考えられる²⁹。

第二節 末寺観音寺の社会経済活動について

観音寺は四万十川と後川との合流地点のやや上流、後川左岸にあり、石見寺山（海拔四一〇メートル）の南側の峰にある寺院で、十一面観音を本尊としている。

【史料N】

宛行 本郷内中村観音寺事

大輔房心慶

右以人今年中者當寺田畠事、可被致其沙汰也。且於請折者不可有懈怠之状如件。

永仁六年三月 日 平

【史料O】

袖判

幡多庄中村内観音寺事、先年一同沙汰之時、被収公之雖被付預所々務、就相伝子細被歎申之間、所被返付也。早為院主職領掌之、有限之公事所當任先例不可懈怠、且又可被抽御祈禱忠之由、右馬権頭殿仰所候也、仍執達如件。

嘉元三年三月七日 右衛門尉定康

謹上 大輔律師御房

史料Nより永仁六年（一二九八）本郷内中村観音寺の田畠が金剛福寺院主の心慶に宛行われていたことが確認できる。さらに史料Oは、嘉元元年（一三〇三）に実施された幡多荘全域にわたる大検注の際に、一旦は収公された観音寺の預所々務を、相伝の仔細を承認して、金剛福寺院主（大輔房心慶）に返付し、先例に任せて年貢・公事を遅れる

ことなく収め、一条家の祈禱寺としての役割を怠ることが無いようにとの右馬権頭殿(源則任)の仰せを、右衛門尉定康が奉った嘉元三年(一一三〇五)三月七日付の袖判御教書である。永仁六年(一一二九八)以前より、金剛福寺院主は観音寺田畠の預所々務を宛行われ、年貢の収取を請負っていたと推定される。それでは、金剛福寺院主に宛行われた観音寺の預所々務の内容はどのようなのであつたのだろうか。次の無年号文書は、金剛福寺院主・心慶が、幡多荘・奉行人に進上した観音寺年貢の請文の案文と推定される。

【史料P】

去三月晦日御教書御申状、畏以下預候畢。抑観音寺御年貢間事元者、嘉元御檢注以後、刑部卿殿御奉行之御時、當寺安堵仕之刻、別納參拾貫文御年貢御定渡候之後、壺殿・宮内大輔殿已御三代旬御定候天、春拾貫文、夏拾貫文、秋拾貫文、無懈怠令究濟候之処、今更罷預如此之御沙汰候之事、恐敷不少候哉。但於去年分者伍貫文未進候者、先年連々洪水損亡之上、殊更於此観音寺者、水損超過余村、無其隠候之間、不慮之外遲怠仕候者、恣々可令沙汰進之由、以請文言言上候。全不令致疎略候。以此旨可有御披露候。恐惶謹言上

四月七日

権少僧都心慶

進上 御奉行所

史料Pによると観音寺は、嘉元元年(一一三〇三)の大檢注以後、刑部卿殿(源則任)が奉行の時、観音寺村一帯の支配を任せられ、三十貫文で年貢を請負い、壺殿、宮内大輔殿(源清兼)と三代に渡り、春、

夏、秋にそれぞれ十貫文ずつ貢納する契約で、滞りなく上納してきたが、今回、前年の年貢五貫文が未払いであつたため、三月晦日に奉行よりの叱責と督促の書状を受け取っている。金剛福寺院主心慶は、昨年度の年貢五貫文の未払いが洪水によるものであり、観音寺の水損が、他村に比べ超過しているとして、年貢納入が遅れた事を弁明し、早々に沙汰するとの奉行宛の請文を送っている。この文書でも明らかのように金剛福寺は末寺の観音寺を介して観音寺村一帯の年貢収取を請負い、預所・荘官としての役割をはたしていたと考えられる。

第三節 観音信仰と末寺飯積寺の役割について

1、飯積寺十一面観音像胎内銘について

大方郷の海拔二二メートルの飯積山頂に蓬萊山南院飯積寺がある。眼前に太平洋を臨み四万十川の河口までを眺望できる。本尊は優美な十一面観音像の等身仏で、古くから地域の人々の信仰を集めている。室町期以前の寺の記録が失われていたため、近年まで鎌倉期の飯積寺についてはその歴史が明らかでなかった。ところが、平成五年、本尊の修復がおこなわれた際に、胎内より制作時の年号と製作者名を記した墨書銘が発見され、飯積寺創建の時期と役割を考える手がかりとなった。

【史料Q】(飯積寺十一面観音像胎内銘)³⁰⁾

観世

(梵字) 引

大願主禱□房

南無十一面

引

飯積寺

正応四年七月廿日 敬白

音菩薩

引

大仏師法橋圓海

史料Qによると正応四年（一二九二）七月二十日、大仏師法橋圓海によつて飯積寺本尊として十一面観音像が造像されている。金剛福寺は、正応二年の前摂家政所下文（史料H）に見られるように、大方郷浦国名田ノ口に一町の供田を寄進されている。飯積寺の正確な創建の時期は明らかでないが、少なくとも本尊が制作された正応四年頃以前には創建されていたことは間違いないものと考えられる。金剛福寺は正応二年（一二八九）に鎌倉期二度目の回祿があり、飯積寺の十一面観音像が制作されたのは二期目の金剛福寺の勸進活動と造営中の時期であつた。正応四年は、金剛福寺に異国降伏の祈禱が命ぜられていた年でもある。太平洋を望んで造立された飯積寺十一面観音菩薩像は、海上安全とともに、異国降伏の祈願もこめられていたのではないだろうか。飯積寺に十一面観音の等身像を造像した大仏師・法橋圓海は、幡多荘においては、ほかに、造仏の記録を残しており、金剛福寺の修造にあつた仏師の一人である可能性も高いと考えられる。¹⁴⁾ 金剛福寺縁起によれば、金剛福寺の第二期の修造は、院主快慶の時、内実の奉加により、正安二年（一三〇〇）十一月十五日に至つて完成している。

2、四万十川水運と飯積寺の役割について

幡多荘からの年貢京上の船は四万十川を下り、河口の横浜より沿岸に沿つて海上輸送がおこなわれたものと推察される。本郷の香山寺と観音寺はいずれも四万十川下流域を一望に見下ろす位置にあり、大方郷の飯積寺境内からは海上と四万十川を航行する船を監視できる。金

剛福寺は、このような香山寺、観音寺、飯積寺の三寺のネットワークによつて四万十川下流域の水運を掌握していたものと考えられる。飯積寺は大方郷における金剛福寺の寺領支配の拠点としてだけでなく、四万十川下流域と沿岸部との船舶の航行を監視する役割を果たし、海上安全の祈禱や船所の年貢輸送等、金剛福寺の社会経済活動の一端を担っていたものと推察される。

おわりに

本稿においては、中世金剛福寺の勸進活動と幡多荘における金剛福寺および末寺の社会経済活動について考察してきた。鎌倉期の一条家当主は、実経―家経―内実―内経―経通と五代にわたり、一条実経の時代には、土佐知行国主として土佐国と幡多荘を支配し、一条家政所別当の源則長が奉行人として幡多荘の莊務を担当したものと推察される。その後も源則任、源清兼等の醍醐源氏の一族が奉行人として政所下文や袖判御教書等（金剛福寺文書）を発給し、一条家の幡多荘支配が行われたものと考えられる。嘉元三年（一三〇五）には、幡多荘の大検注が実施され、莊園支配の再編が行われている。

足摺半島に位置する金剛福寺は、観音信仰の霊場として知られ、鎌倉期三度の回祿にもかかわらず、中興の祖・南仏（慶全）ら勸進上人による勸進活動と莊園領主一条家の奉加により再建され、中世寺院として発展の基礎が確立された。金剛福寺の院主職は、一条家政所下文により承認され、南仏（慶全）―快慶―心慶と継承された。金剛福寺

の勸進活動は、一条家政所下文によって奉加官米が幡多荘の村々に割り当てられ、沙汰人が徴収し金剛福寺に納入されている。このように金剛福寺の勸進活動は一条家の支配機構に依存しており、勸進活動の体制化が指摘できる。金剛福寺は一条家の祈禱寺として、御荘安穩、五穀豊穰、異国降伏等の公私の祈禱を行い、一条家の荘園支配を宗教的に支える役割を果たしたものと考えられる。公私の祈禱や修造のため、一条家より多くの供田を寄進され、寺領内は万雑公事免除、殺生禁断、荘官・雑掌・甲乙人不入の地とされた。金剛福寺の寺領は、足摺半島以外に、幡多荘本郷の四万十川下流域や大方郷に及んでいる。幡多荘本郷の香山寺と観音寺および大方郷の飯積寺は、いずれも太平洋を望む山頂付近に位置し、十一面観音菩薩を本尊としており、これらの末寺は金剛福寺の寺領支配の拠点であるとともに観音菩薩の霊場であった。金剛福寺は、末寺が年貢の収納を請負い、また、僧侶が船所職に補任され年貢京上を請負うとともに、末寺のネットワークによって四万十川下流域の水運を掌握する等、金剛福寺の社会経済活動は一条家の荘園支配を支える重要な役割を果たしていた。中世幡多荘において、金剛福寺は有力な在地勢力であったと考えられる。中世後期の金剛福寺については今後の研究課題としたい。

〔注〕

- (1) 中ノ堂一信・中世的「勸進」の形成過程『中世の権力と民衆』日本史研究会史料部会編・創元社・昭和45年6月1日
 「金剛福寺縁起」は、享祿五年(1532)一条房家の命により金剛福寺院主・尊海が執筆している。尊海は、仁和寺真光院八代で、大

- 僧正、本名・尋守といい、東久世相国通博公息で、文明16年、16歳で出家し、天文12年11月4日、土佐足摺において72歳で入滅している。
 (3) 『九条家文書』七四頁函書寮叢刊・宮内庁書機部昭和四六・三・一五
 (4) 前掲書九八頁
 (5) 飯倉晴武「九条家領の成立と道家総処分状について」『日本中世の政治と史料』吉川弘文館、二〇〇三、六・十
 (6) 香宗我部氏は甲斐源氏一条忠頼の家人、中原秋家を祖とし、頼朝に召しだされ(『吾妻鏡』)、建久四年(一九三)六月、宗我部、深瀬両郷の地頭職に補任され、鎌倉初期に土佐に入部し、香美郡宗我部郷へ入部したことから、香宗我部氏を名乗った。
 (7) 土佐国古文叢四六『高知県史古代・中世史料編』
 (8) 『公卿補任』第二篇二六八頁弘安五年・從三位源成経(六十一)四月八日叙(元前土佐守)、「故右大臣顯房公六代孫。故少納言重房朝臣男。(中略)文永元十・十五任土佐守(左大臣分国)同三・二・一得替。
 (9) 宮本晋平「鎌倉期公家知行国の国務運営」『史林』八七―五平成一六・九
 (10) 池内敏彰「一条摂関家と土佐国幡多庄―鎌倉時代を中心にして―」『土佐史談二〇二号』同(二)『土佐史談二〇五号』
 (11) 「金剛福寺文書」は、金剛福寺に伝来する応保元年(一一六一)から文明十一年(一四七九)までの古文書(正文、案文、写しを含め)およそ五十二通である。内容は、寺領寄進や寺領の殺生禁断・荘官不入に関する一条家政所下文、院主職讓状、船所職補任状、先達職補任状、御教書等である。
 (12) 「土佐清水市四国霊場第38番札所金剛福寺―木造千手観音立像修理報告及び像内納入品概要報告―」『高知県立歴史民俗資料館研究紀要第15号』平成19年3月31日
 (13) 橋田庫欣「とき連綿と―宿毛小史・宿毛の人々―」宿毛市教育委員会平成十三年三月十二日発行

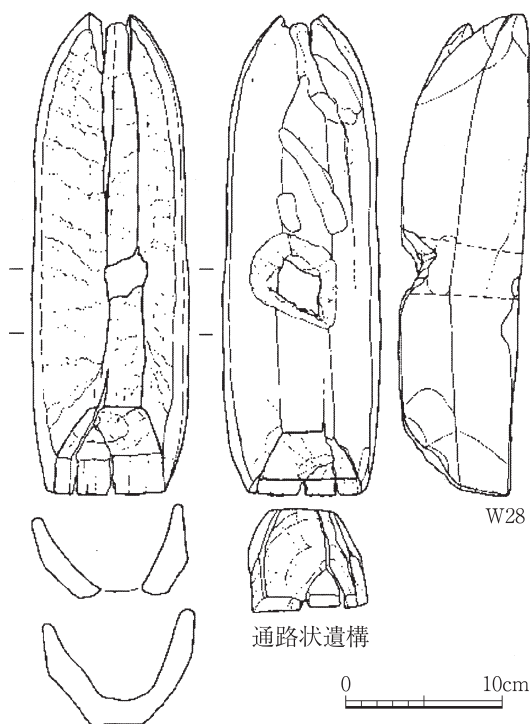
- (14) 木造南仏上人坐像・像高83、5センチ、県指定文化財(昭和47年5月指定彫刻)・四万十市幡多郷土資料館蔵



- (15) 新城常三「古代水運より中世水運へ」『中世水運史の研究』平成六・十塙書房
- (16) 同書「沿海荘園年貢輸送一般」
- (17) 淡路國鳥飼別宮雜掌地頭和與状写『石清水文書之一』二一六東京大学史料編纂所昭和四四年十一月復刻
- (18) 永島福太郎「讃岐神崎庄の伝領」『日本歴史二九六号』一九七三・一
- (19) 「新収蔵古絵図展・描かれた土佐の浦々」四九頁参考資料①幡多郡下田浦図・高知県立歴史民俗資料館平成十七年十一月二六日発行
- (20) 松田直則「古代から中世における中筋川流域の開発」『土佐史談二一

二号』

- (21) 「舟戸遺跡」『中村宿毛道路埋蔵文化財発掘調査概報』高知県埋蔵文化財センター一九九四
- (22) 山本哲也「四万十川流域における前期古墳の成立とその背景」『海南史学』三五号一九九七・八
- (23) 橋本和久「(3)中筋川流域の遺跡群」『中世西日本の流通と交通』高志書院二〇〇四年四月一〇日第一刷
- (24) 恵良宏「荘園と水運(その二)北九州・遠賀川流域荘園を中心として」『宇部工業高等専門学校校外発表研究論文』一九七五
- (25) 新城常三「五運賃の一定化」『中世水運史の研究』平成六・十・十三塙書房
- (26) 『南部町史史料編』第2編文書史料二五四頁平成三年三月十五日発行
- (27) 綿貫友子「南部荘をめぐる海運史料について」『中世探訪・紀伊国南部荘と高田土居―検注を拒否した人々』和歌山中世荘園調査会編二〇〇一
- (28) 新城常三「海難とその処理」『中世水運史の研究』平成六・十・十三塙書房
- (29) 「坂本遺跡」高知県文化財団埋蔵文化財センター発掘調査報告書第103集2008、3高知県文化財団、埋蔵文化財センター・高知県教育委員会221頁、103図(左図参照)舟形木製品については、215、220頁に次の所見が見られる。「舟形木製品W28は、残存長29、7センチ、高さ7、4センチ、幅9、6センチである。厚さは1、5センチ程で比較的肉厚である。複材の刳船舟で船首水押し部が差し込みとなっているが欠落している。船底中央部に帆柱穴が開く。船尾には梶が付くように穴が開いている。材質はシヤシヤンボである。周辺の遺物等から15C〜16Cのものと考えられる。」
- 船形木製品の性格については、「通路状遺構から出土した舟形木製品W28は祭祀関連の可能性が強く、通路状遺構に直接伴うものではないと考えられる。出土遺物は、遺構から出土するものは少なく、



ほとんど包含層出土遺物である。包含層は浅く、黒灰粘土層に中世の各時期のものが含まれていた。古いもので13Cから14Cの1690、1702、の青磁類が極僅かに出土した。14C代では1711の瀬戸梅瓶、青磁の雷文帯のものが若干出土する程度である。最も多いのは15C後半代のものである。」とされている。

- (30) 『高知県社寺文化財総合調査報告書図版篇』一七〇頁図四九四、平成十六年(二〇〇四)三・三十一高知県教育委員会
- (31) 『南路志』3郡郷の部、〈下〉四五四、四五五頁所収「山横俗諺集」

(とうちか しん 文学研究科日本史学専攻博士後期課程)

(指導・今堀 太逸 教授)

二〇〇八年九月二十九日受理